

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に対する
意見書

2024年（令和6年）7月25日

日本弁護士連合会

本年6月27日付けで消費者庁からなされた「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集に対し、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 機能性表示食品制度について、現行の届出制を、安全性及び機能性に関する国の監督機能を確保するため登録制に変更し、その上で、安全性及び機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には、国による登録の取消しが可能な制度とすべきである。
- 機能性表示食品制度について、食品表示法の規定に基づく食品表示基準に依拠した制度とするのではなく、法律に直接の根拠を置くものとすべきである。
- 機能性表示食品について、事業者が健康被害と疑われる情報を把握した場合に、消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することだけでなく、健康被害が確認された場合にはその情報を公表することも遵守事項とすべきである。

第2 意見の理由

- 本意見募集に係る内閣府令案では、機能性表示食品制度について届出制を維持することを前提としつつ、複数の内容からなる遵守事項を定めてこれが遵守されることを届出の要件とした上、各遵守事項の遵守状況を定期的（1回目の報告は届出番号が付与された日から起算して1年を経過する日まで、2回目以降は前回報告日から起算して1年を経過する日まで）に報告することをも遵守事項としている。また、各事項が遵守されなかった場合には届出の要件を満たさないこととなり、以後、当該食品は機能性表示食品としての表示をすることができなくなるとされている。

しかし、そこで遵守が求められている事項には届出後の事情も含まれ、更に1年ごとの報告も必要とされているところ、これが届出の要件であるということには疑問が残る。届出であるならば最初の届出が受理されたところで手続は完了するはずである。それにもかかわらず、届出制を維持しながら、実効的な

監視を行い安全性・機能性を確保する制度とすることには無理が生じていると言わざるを得ない。

当連合会は、2015年（平成27年）5月9日付け「機能性表示食品制度に対する意見書」、2024年（令和6年）4月11日付け「機能性表示食品による食品事故に関する会長声明」において、機能性表示食品制度については届出制ではなく登録制とし、一旦登録されたものであっても、その後に安全性や機能性の要件を満たさないことが明らかになった場合には国による登録の取消しが可能な制度とすべきである旨の意見を述べている。登録制を採用すれば、登録後の事情の変動にも機動的に対応でき、国が登録を取り消すことも可能になることから、これを機に、届出制を登録制に変更すべきである。

2 機能性表示食品制度はその根拠が法律に規定されているものではなく、食品表示基準において定義付けがなされている。本意見募集も、食品表示基準の改正という形式で行われている。

しかしながら、食品表示法及びその下位規範の食品表示基準は、その名のとおり食品の販売における表示の仕方について定めるものであり、安全性を確保するための物理的な規制など、表示方法と直接関わりのない義務を定めることには自ら限界がある。

当連合会は前述の意見書及び会長声明において、機能性表示食品制度は食品表示基準の中に位置付けるのではなく、法律に直接の根拠を置くべきであると指摘した。今般の改正に当たっても、食品表示基準の改正と/orするのではなく、機能性表示食品制度について明確に法律に直接の根拠を置き、制度全体について詳細に見直すべきである。

3 当連合会は、前述の意見書において事業者に危害情報公表体制の整備を義務付けるべきであると述べたが、本意見募集に係る内閣府令案では、機能性表示食品について、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合は消費者庁長官及び都道府県知事等に情報提供することを届出後の遵守事項としているにとどまる。しかしながら、機能性表示食品の安全性を確保するための対策として不十分であり、健康被害が確認された場合にはその情報を公表することについても、遵守事項とすべきである。

以上